

2 監 査 第 9 2 号  
令 和 2 年 9 月 1 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和2年7月3日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

## 別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和2年7月3日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月3日付けで提出された陳述書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

教育委員会の特別職非常勤職員である顧問弁護士3名

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

令和元年度は、顧問弁護士3名で13件の1時間程度の法務相談を行った。それに対して、顧問弁護士3人への支払金額は、月11万円×12か月×3人=396万円であった。

1件当たりの法務相談料金は、396万円÷13件=30.46万円となる。1時間程度の法務相談が、平均30万余円で行われている。通常市場の法務相談は、1時間程度の法務相談は2,500円～1万円である。市場価格の30～250倍もの金銭を支払っている。特に、弁護士Aは1回しか法務相談をしていないのに、11万円×12か月=132万円を得ている。

ちなみに、平成30年度についても、1年間で同じ13件であった。

#### 3 上記の行為が違法・不当である理由

市場価格の30～250倍もの金銭を支払っていることは、不適切な支出である。教育委員会と弁護士が金銭で癒着している。汚職である。

#### 4 請求する措置

(1) 令和元年度、平成30年度、過去の顧問弁護士料金の返還。顧問弁護士が返還しないならば、このような不適切な会計処理を放置しておいた教職員課職員が返還すべきである。

(2) 顧問弁護士をなくす。法務相談があるごとに、1時間程度の上限価格1万円の外部弁護士へと変更すれば、令和元年度、平成30年度とも13万円の支出で済む。そうすれば、383万円の支出減額になる。2時間5,000円の弁護士ならば、6万5,000円の支出で済み、時間も多く相談できる。

### 第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査対象事項

教育委員会の顧問弁護士3名に支給された報酬

#### 2 監査対象機関

教育委員会事務局管理部教職員課（以下「教職員課」という。）

### 第3 監査結果

#### 1 認定した事実

##### (1) 顧問弁護士の制度

###### ア 委嘱

教育委員会が委嘱する顧問弁護士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員であり、愛知県教育委員会顧問弁護士設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、教育委員会が委嘱を行う。

顧問弁護士の職務は、県教育行政に係る法律上の問題について、専門的な立場から相談に応じ、意見を述べ、又は助言することであり（設置要綱第3）、顧問弁護士の服務は、教育委員会の依頼に応じて職務を行うことである（設置要綱第6）。

###### イ 報酬

愛知県は、法第203条の2第1項及び法第204条の2を受けて、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年愛知県条例第40号。以下「条例」という。）を定め、当該条例に基づき顧問弁護士の報酬を支払っている。

###### ウ 報酬の減額・返還

一般職に属する職員の給与の減額については、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第29条第1項において、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは給与の減額をする旨を規定している一方、特別職の非常勤の嘱託員については、報酬を減額することができる旨の規定はない。

このため、特別職の非常勤の嘱託員である顧問弁護士について、教育委員会が設置要綱に従って委嘱しており、顧問弁護士が職務を行っていない事実が認められない場合においては、報酬の減額あるいは返還を求めることはできない。

##### (2) 顧問弁護士の報酬

教育委員会では、設置要綱に基づき、現在、弁護士A、弁護士B及び弁護士Cの3名を顧問弁護士に委嘱している。

委嘱に際し、各顧問弁護士に対する報酬の支給額について、いずれも月額11万円と定めており、その旨を記載した辞令を交付していた。各顧問弁護士に対する報酬は、辞令の発令事項に従い毎月支給されている。

##### (3) 法務相談

#### ア 教育委員会法務相談実施要領

教育委員会では、法務相談につき、教育委員会法務相談実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、相談を希望する課は、あらかじめ教職員課と調整して、相談日の1週間前までに相談依頼書を提出し、相談後、速やかに相談結果報告書を提出し、相談日から3月以内に処理状況報告書を提出することになっている。

また、相談は、原則として、顧問弁護士の事務所における面談として、相談時間を1件につき1時間以内とするとしている。

#### イ 法務相談の件数と関係書類の保存等

監査対象機関から聴取したところ、令和元年度は、実施要領に基づく法務相談が13件、実施要領に基づかない法務相談は14件であり、計27件の法務相談を実施するとともに、これらに伴い48回の顧問弁護士への相談を実施していたとのことであった。請求人の指摘する弁護士Aの相談状況は、実施要領に基づく法務相談が1件、実施要領に基づかない法務相談は3件であり、計4件（11回の相談）であった。

しかし、実施要領に基づかない法務相談は、所定の相談記録が存在しておらず、十分な内容の確認ができない状況であった。

また、平成30年度以前の各年度の法務相談については、愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成28年愛知県教育委員会教育長訓令第1号）第56条の規定に基づき、法務相談に係る行政文書の保存期間の区分は1年保存とされていることから、本件監査の時点においては、いずれも行政文書の保存期間が経過しているため保存されておらず、その具体的内容が不明であるとのことであった。

この点、令和2年8月3日に執行した監査委員全員による監査において、教職員課から改めて実情を聴取したところ、当初、平成30年度以前の法務相談件数に関する記録はないとの説明であったが、その後、法務相談の具体的内容は不明であるものの、実施要領に基づく法務相談については、「平成30年度10件、平成29年度24件、平成28年度25件、平成27年度23件」との記録が残されているが、詳細は不明であり、3名の弁護士ごとの件数は不明とのことであった。さらに、これらの各年度において実施要領に基づかない法務相談について相当件数を実施したとの説明があったが、それらを裏付ける資料を確認することはできなかった。

#### (4) 法務相談以外の職務

監査対象機関から聴取したところ、法務相談に直接従事する時間以外にも、相談資料の事前確認、事前調査、書面作成、相手方との交渉等の時間が相当程度あるとの付言があったが、それらを裏付ける資料を確認すること

はできなかった。

## 2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

### (1) 請求人の主張の要旨

請求人の主張の要旨は、以下のとおり整理できる。

#### ア 顧問弁護士報酬の返還

平成30年度及び令和元年度の法務相談の件数は、顧問弁護士3名で10件余であり、特に、令和元年度の弁護士Aの相談件数は1件に過ぎず、弁護士各自の報酬が年間132万円であることからすれば、顧問弁護士3名への報酬、とりわけ弁護士Aへの報酬は著しく高額であり、不当と言わざるを得ない。

したがって、弁護士3名は上記両年度を含めた過去の報酬（顧問料）を県に返還すべきである。それが、認められないのであれば、その会計処理を放置した教職員課職員が報酬（顧問料）相当額を県に支払うべきである。

#### イ 顧問弁護士制度の廃止

このような相談件数の現状であれば、顧問弁護士制度を廃止して、随時、外部弁護士に1時間1万円を上限とした相談料を支払う制度にすべきである。

### (2) 顧問弁護士の報酬制度

非常勤職員の報酬について、平成23年12月15日最高裁判所判決は、「職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものといえることができる。」、また、「法第203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。」とされている。

この点、愛知県では、法第203条の2第2項の規定に基づき条例第2条第

1項において、「非常勤職員の報酬は、勤務一日につき三万七千四百円（知事が特に必要があると認める非常勤職員については、その額に十分の十五を乗じて得た額）を超えない範囲内において任命権者が知事と協議して定める額とする。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合には、知事と協議して日額以外で定めることができる。」と規定しており、この規定に基づき教育委員会では知事と協議のうえ、設置要綱第5において顧問弁護士の報酬は月額で支給することとし、支給額を月額11万円としている。

教育委員会の顧問弁護士に対する報酬として、月額11万円が当該条例に違反しているとは認められないうえ、その金額は、弁護士報酬の相場からも高額に失するとはいえない。

### (3) まとめ

#### ア 請求人の主張の要旨アについて

上記のとおり、顧問弁護士は、特別職の非常勤の嘱託員であり、設置要綱に基づく職務及びサービスに違反していない以上、顧問弁護士の職務の多寡により、上記任命権者の裁量の範囲内で定められた報酬について、減額あるいは返還等を求めることはできない。

なお、顧問弁護士への報酬の返還等を求めることができない以上、教職員課職員が会計処理を放置したことを認める余地はない。

また、請求人の主張を踏まえたとしても、各顧問弁護士が設置要綱に基づく職務及びサービスに違反している事実を認めることはできず、請求人の請求はいずれも認められない。

#### イ 請求人の主張の要旨イについて

顧問弁護士制度の維持・廃止あるいは弁護士への随時相談の採否は、特段の事情がない限り、いずれも教育委員会の裁量であって、請求人の主張は認められない。

## 第4 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

## 第5 要望

本件についての判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、教育委員会に対し、以下のとおり要望を行う。

### 1 はじめに

請求人の請求は、法令及び設置要綱に基づけば、いずれも認めることはできない。しかし、顧問弁護士の報酬は、公金により支出されている以上、その経

済性・効率性・有効性について、十分に検討されるべきである。

こうした観点から、教育委員会における顧問弁護士の役割、実際の稼働状況等について、以下のとおり検討した。

## 2 顧問弁護士の相談件数及び相談内容の確認について

実施要領によれば、顧問弁護士に対する法務相談は、全て相談依頼書、相談結果報告書及び処理状況報告書に記載されて、教職員課に提出されることが予定されている（実施要領第5、第6）。

したがって、顧問弁護士3名の相談件数、相談内容などの職務の実績を確認するためには、本来、それらの文書を確認すれば、各弁護士の勤務の状況を計測できるはずである。

ところが、実施要領に基づかない法務相談が存在し、本件監査の時点において、所定の相談記録が保存されていないこと自体が、実施要領に則していないと言わざるを得ない。

令和元年度に実施した27件、48回の法務相談のうち、実施要領に基づく法務相談13件については、所定の相談記録が存在していたものの、実施要領に基づかない法務相談については、行政文書の保存期間内であるにもかかわらず、所定の相談記録が存在しておらず、十分な内容の確認ができない状況であった。

ただし、所定の相談記録以外の書類を合わせて検証することにより、令和元年度の法務相談については、相談内容の概略は確認できたことから、その範囲において、顧問弁護士による法務相談への対応をうかがうことはできた。顧問弁護士3名それぞれへの相談件数には、ばらつきがあるものの、相応に重要な相談が実施され、各顧問弁護士が対応していたことは認められた。

## 3 文書保存期間の問題について

顧問弁護士の職務の実情を把握するためには、令和元年度の実績にとどまらず、平成30年度以前の各年度の法務相談についても検証する必要があるところ、教職員課においては、法務相談に係る行政文書の保存期間の区分を1年保存としていたため、平成30年度以前の各年度の法務相談について検証するための行政文書が存在していないとのことであった。

教職員課が行政文書の保存期間を1年としていたことは、顧問弁護士の職務の実情を把握する観点からは、適切でなかったと言わざるを得ない。

教育委員会は、教育現場のトラブルが長期にわたる場合もあることを自認しており、また、法務相談から争訟に発展するケースもあり、教育委員会における争訟事件の過去10年の平均係属件数は約27件であった。こうした実情を踏まえると、トラブルの長期化も視野に入れて迅速かつ適切な対応をするためには、法務相談に関する行政文書について、相当年数にわたり保存しておくことが必須であったと考えられる。

そして、教育委員会は、顧問弁護士の報酬について、「本来であれば、1年間の相談実績のみで判断すべきものではなく、過去数年の相談実績等を踏まえた上で報酬額を評価すべきものと考える。」「少なくとも5年の相談資料を蓄積しておく必要がある」と自戒し、改善の必要性を認識していることは評価に値するものの、本件監査において、平成30年度以前の顧問弁護士の職務の実情を確認することはできず、誠に遺憾であった。

#### 4 まとめ

現代の教育現場における労働関係の特殊性や、児童生徒・保護者・教員等の関係者が多数存在するなど、専門性、特異性の高さのほか、教育現場でのトラブルが長期にわたる場合における早期対応・早期解決の必要性を踏まえると、教育法規に精通し、相手方への交渉等も助言の一環として担うことができる経験豊富な弁護士を、教育委員会独自の顧問弁護士として必要としていることは、容易に首肯できる。また、法務相談に馴染む案件の潜在的な増加傾向も想像に難くない。

このような状況下、顧問弁護士3名への報酬の支給は、直ちに不当な公金支出と認めることはできないものの、現時点における法務相談の件数が低迷していることや、実施要領に基づかない法務相談が相当数存在していることを踏まえると、教育委員会における法務相談の運用について、問題があると言わざるを得ない。

こうした背景としては、現行の実施要領が、顧問弁護士の有効活用に当たり、迅速性や簡便性に欠け、使い勝手の悪いものとなっていたことがうかがわれる。教職員課においては、教育委員会事務局各課における法務相談に関する業務プロセスを把握したうえで、業務の実態に即した法務相談手続への改善を行うことが急務である。また、顧問弁護士3名それぞれへの相談件数には、相当な多寡があることから、利用しやすい法務相談の構築に向けて、顧問弁護士各位の協力を得る必要がある。

については、教育委員会及び顧問弁護士が一体となって、県の教育行政に係る法律上の問題に対し、迅速性や簡便性を備えた使い勝手の良い、3名の顧問弁護士を十分活用できる法務相談のあり方と改善について検討されるよう要望する。

加えて、顧問弁護士の職務の実情を把握するためには、法務相談に係る行政文書の保存期間の区分を、現状、1年保存としていることについて、可及的速やかに見直しを実施されるよう要望する。